

木曾地域公共交通活性化協議会 分科会設置要領

(目的)

第1 木曾地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の行う所掌事項の内容検討のため、協議会規約第6条の規定により、木曾地域公共交通活性化協議会内に次の分科会を設置する。

- (1) 総務・企画分科会
- (2) 北部地域分科会
- (3) 南部地域分科会
- (4) 運賃協議分科会

(検討事項)

第2 各分科会は、それぞれ次の内容について検討を行う。

- (1) 総務・企画分科会
 - ア 木曾地域公共交通計画案及び地域公共交通利便増進実施計画案の作成並びに変更に関する事。
 - イ 木曾地域公共交通計画案及び地域公共交通利便増進実施計画案に位置付けられた事業の実施に関する事。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項。
- (2) 北部地域分科会
 - ア 北部幹線、開田幹線及び西部幹線に係る必要な検討並びに調整に関する事。
 - イ アに掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項。
- (3) 南部地域分科会
 - ア 南部幹線に係る必要な検討及び調整に関する事。
 - イ アに掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項。
- (4) 運賃協議分科会
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等についての協議に関する事。
 - イ アに掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項。

(組織)

第3 各分科会のうち、第2(1)～(3)については、別表1に掲げる機関の実務者を構成員として組織し、第2(4)については、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに、別表2に掲げる団体又は機関等の代表者をもって組織する。

- 2 各分科会に分科会長を置き、構成員が互選する。
- 3 分科会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議)

第4 分科会の運営については、木曾地域公共交通活性化協議会規約第5条各項を準用するものとする。

(報告)

第5 分科会長は、各分科会の検討経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(事務局)

第6 各分科会の事務局は、~~それぞれ次のとおり~~木曾広域連合地域振興課交通政策室とする。

~~-(1) 総務・企画分科会~~

~~長野県木曾地域振興局企画振興課、木曾広域連合地域振興課~~

~~-(2) 北部地域分科会~~

~~長野県木曾地域振興局企画振興課、木曾町環境水道課~~

~~(3) 南部地域分科会~~

~~長野県本曾地域振興局企画振興課、南木曾町もっと元気に戦略室~~

~~(4) 運賃協議分科会~~

~~長野県本曾地域振興局企画振興課、本曾広域連合地域振興課~~

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月22日から施行する。

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

この要領は、令和6年10月28日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

所 属 機 関	部 署	構 成 員		
		総務・企画 分科会	北部地域 分科会	南部地域 分科会
上松町	住民福祉課	○		○
南木曾町	もっと元気に戦略室	○		○
木祖村	総務課	○	○	
王滝村	総務課	○	○	
大桑村	住民課	○		○
木曾町	環境水道課	○	○	○
木曾広域連合	地域振興課 交通政策室	○	○	○
長野県企画振興部	交通政策課	○	○	○
長野県本曾地域振興局	企画振興課	⊖	⊖	⊖
交通事業者			○	○

別表2 (第3関係)

区 分	団 体 又 は 機 関 等
市町村等	上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 木曾町 中津川市
運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	(同左)
地方運輸局長	北陸信越運輸局長
関係住民の意見を代表する者	木曾青峰高等学校PTA 蘇南高等学校PTA 木曾郡シニアクラブ連絡協議会 木曾郡町村社会福祉協議会連絡会 木曾病院・木曾地域の医療を守る会 長野県商工会連合会木曾支部 木曾観光連盟